

## 個人所得課税のポイント ～2025 年度税制改正大綱から

2024 年 12 月 20 日に 2025 年度の税制改正大綱が発表されました。

法人課税や資産課税等でも制度の拡充等が多数行われていますが、今回は、個人所得課税の改正のうち、物価上昇時の税負担及び就業調整への対応とされた、「所得税の基礎控除の引上げ」や「特定親族特別控除(仮称)の創設」といった主に給与所得者に関するものについて、概要をみていきます。

### 物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応としての改正

#### (1) 給与所得控除の最低課税額の引き上げ <2025 年分以後の所得税について適用>

給与所得者に対し所得税が課税されない給与収入額、いわゆる103万円の壁が**123万円**となり、課税最低額が引き上げられました。また、大学生の年代の子等のいる親等が扶養控除を受けるためには、改正前は子等の給与収入額が**103万円以下**である必要がありましたが、改正により子等の給与収入額が103万円を超えても、親等は、子等の給与収入額に応じ段階的に控除を受けられます。これを**特定親族特別控除(仮称)**といい、改正後、子等の給与収入額が**150万円**に達するまで、改正前の特定扶養親族の控除額と同額の**63万円**の控除を受けることが出来るようになりました。

給与所得者	収入要件対象者	収入要件	
		改正前	改正後
本人の所得税が課税されない収入の上限	給与所得者本人	103万円	123万円
本人が扶養控除(特定扶養親族)、特定親族特別控除(仮称)で63万円控除できる収入の上限*	給与所得者の大学生年代の子等	103万円	150万円

\*特定親族特別控除(仮称)の創設で、本人の扶養親族に対する控除が段階的に逡減する方式に変わります。

#### (2) 基礎控除の引き上げ <2025 年分以後の所得税について適用>

給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられ、**65万円**となります(現行55万円)。

合計所得金額が2,350万円以下である個人の所得税の**基礎控除額**が、10万円引き上げられ、**58万円**となります(現行48万円)。

改正前	項目	適用要件	控除額等
		給与所得控除	
	基礎控除	本人の合計所得金額 2,400万円以下 本人の合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下 本人の合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下	48万円 32万円 16万円
改正後	項目	適用要件	控除額等
	給与所得控除		最低保証額 <b>65万円</b>
	基礎控除	本人の合計所得金額 <b>2,350万円</b> 以下 本人の合計所得金額 2,350万円超 2,400万円以下 本人の合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下 本人の合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下	<b>58万円</b> 48万円 32万円 16万円

(3)基礎控除の見直しに伴うその他所得要件の見直し <2025 年分以後の所得税について適用>

- ①配偶者控除の対象となる配偶者、及び扶養親族の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、  
➡**58**万円以下に引き上げられます(改正前:48万円以下)。
- ②ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件が、  
➡**58**万円以下に引き上げられます(改正前:48万円以下)。
- ③勤労学生の対象となる学生等の合計所得金額要件が、  
➡**85**万円以下に引き上げられます(改正前:75万円以下)。
- ④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額が、  
➡**65**万円に引き上げられます(改正前:55万円)

(4)特定親族特別控除(仮称)の創設 <2025 年分以後の所得税について適用>

■扶養控除(特定扶養親族)

改正前からある扶養控除の区分の一つで、居住者に、19 歳以上 23 歳未満である控除対象扶養親族が居る場合その居住者の所得から **63 万円**を控除するものです。

■特定親族特別控除(仮称)

今回の改正で新設される制度で、居住者が生計を一にする **19 歳以上 23 歳未満**の親族等(その居住者の配偶者および青色事業専従者等を除き、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。)で、控除対象扶養親族に該当しない親族がいる場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から**一定の控除額**が控除されます。親族等の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額(63 万円)の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減し、合計所得金額が 123 万円を超えると消失する仕組みとなっており、大学生世代の子どもを支える家庭への税負担が軽減されます。

	親族等の合計所得金額	控除額	
		改正前	改正後
扶養親族(特定扶養親族)	48万円以下	63万円	63万円
	48万円超58万円以下		
特定親族特別控除(仮称)	58万円超85万円以下	0円	63万円
	85万円超90万円以下		61万円
	90万円超95万円以下		51万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
	120万円超123万円以下		3万円

\*本内容は、2025年度(令和7年度)税制改正大綱に基づき、情報提供を目的として、一般的な概要を記載したものです。今後の法案・法令等により上記内容と異なる内容が制定される可能性もありますので、ご注意ください。